# 令和８年第３回八雲町議会定例会会議録（第３号）

令和８年９月１０日

**○議事日程**

日程第　１　　会議録署名議員の指名
日程第　２　　認定第１号から認定第９号まで、議案第８号及び議案第９号
令和７年度各会計歳入歳出決算認定及び関連付託議案
（決算特別委員会委員長報告）
日程第　３　　議案第　１　号　八雲町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第　４　　議案第　２　号　八雲町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
日程第　５　　議案第　３　号　八雲町設置による合併前の八雲町北海道南西沖地震災害に係る緊急援護資金の貸付けに関する特例条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例
日程第　６　　議案第　４　号　八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
日程第　７　　議案第　５　号　八雲町立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第　８　　議案第　６　号　財産の取得について
日程第　９　　議案第　７　号　財産の取得について
日程第１０　　報告第　１　号　株式会社青年舎の経営状況の報告について
日程第１１　　報告第　２　号　株式会社木蓮の経営状況の報告について
日程第１２　　同意第　１　号　八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
日程第１３　　同意第　２　号　八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
日程第１４　　同意第　３　号　八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
日程第１５　　発委第　１　号　国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第１６　　発議第　１　号　円安・物価高・資材不足などから中小企業の経営を支えるための緊急対策を求める意見書
日程第１７　　発議第　２　号　電気料金・ガス料金の高騰に伴う支援の継続・拡充を求める意見書
日程第１８　　発議第　３　号　アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入解禁に反対する意見書
日程第１９　　議員派遣の件
日程第２０　　文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出について
日程第２１　　議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

**○出席議員**（１３名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| | １番　斎　藤　　實　君 | | ２番　横　田　喜世志　君 |
| | ３番　水　野　博　美　君 | | ４番　赤　井　睦　美　君 |
| | ５番　黒　島　竹　満　君 | | |
| | ７番　寺　田　広　樹　君 | | ８番　倉　地　清　子　君 |
| | ９番　小　西　雄　一　君 | | １０番　関　口　正　博　君 |
| 副議長 | １１番　宮　本　雅　晴　君 | | １２番　三　澤　公　雄　君 |
| | １３番　牧　野　　仁　君 | 議　長 | １４番　大久保　建　一　君 |

**○欠席議員**（１名）

６番　安　藤　辰　行　君

○出席説明員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 萬谷俊美君 | 副町長 | 竹内友身君 |
| 総務課長<br>選挙管理委員会事務局長 | 川崎芳則君 | 財務課長 | 井口貴光君 |
| 新庁舎建設推進室長 | 竹内伸大君 | | |
| 政策推進課長 | 宮下洋平君 | 政策推進課参事 | 戸田淳君 |
| 会計管理者<br>兼会計課長 | 佐藤尚君 | 危機対策課長 | 田中智貴君 |
| 住民生活課長 | 川口拓也君 | 保健福祉課長 | 相木英典君 |
| 農林課長<br>併農業委員会事務局長 | 加藤貴久君 | 商工観光労政課長 | 石坂浩太郎君 |
| 建設課長<br>兼公園緑地推進室長 | 横田盛二君 | 環境水道課長 | 上野誠君 |
| 水産課長 | 吉田一久君 | 落部支所長 | 伊藤勝君 |
| 教育長 | 西田浩人君 | 学校教育課長<br>兼学校給食センター長 | 三坂亮司君 |
| 学校教育課参事 | 佐藤有三君 | 社会教育課長<br>兼図書館長<br>郷土資料館長<br>町史編さん室長 | 佐藤真理子君 |
| 体育課長 | 阿部雄一君 | 農業委員会会長 | 日野昭君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 外崎正廣君 | 監査委員 | 千田浩文君 |
| 総合病院事務長 | 福原光一君 | 総合病院庶務課長 | 長谷川信義君 |
| 総合病院医事課長 | 佐藤哲也君 | | |
| 消防長 | 河井治彦君 | 八雲消防署長 | 中野悟司君 |
| 八雲消防署庶務課長 | 小林伸也君 | 八雲消防署予防課長 | 横田和彦君 |
| 八雲消防署警防救急課長 | 鈴木慎也君 | | |

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 熊石総合支所長<br>兼地域振興課長<br>併熊石教育事務所長 | 田村春夫君 | 地域振興課参事 | 小笠原一信君 |
| 住民サービス課長 | 北川正敏君 | 産業課長 | 佐々木直樹君 |
| 熊石消防署長 | 関晃弘君 | 熊石国保病院事務長 | 石黒陽子君 |

○出席事務局職員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長<br>併監査委員事務局長 | 野口義人君 | 併議会事務局次長<br>監査委員事務局次長 | 藤原悟史君 |
| 議事係長<br>併監査委員事務局監査係 | 千代貴大君 | | |

〔開会　午前１０時００分〕

## ◎　開会・開議宣告

○議長（大久保建一君）　おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

## ◎ 日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（大久保建一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、黒島竹満議員と三澤公雄議員を指名いたします。

これより、局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（野口義人）　おはようございます。ご報告いたします。

本日の会議に、決算特別委員会に付託をした、令和７年度各会計歳入歳出決算認定及び関連議案の審査報告書が提出されております。

次に、総務経済常任委員会より意見書１件、議員発議による意見書３件、議員派遣の件１件、文教厚生常任委員会及び議会運営委員会より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

本日の会議に、安藤辰行議員、欠席する旨の届け出がございます。以上でございます。

## ◎日程第２　認定第１号から認定第９号まで、議案第８号及び議案第９号<br>令和７年度各会計歳入歳出決算認定及び関連付託議案

○議長（大久保建一君）　日程第２、認定第１号から認定第９号まで、議案第８号および議案第９号、すなわち令和７年度各会計歳入歳出決算認定及び関連付託議案を一括して議題といたします。

本件は、かねて審査を付託しておりました、決算特別委員会からの報告書を受けて議題とするものであります。報告書は、お手元に配布のとおりであります。

決算特別委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○決算特別委員会委員長（黒島竹満君）　議長、黒島。

○議長（大久保建一君）　黒島委員長。

○決算特別委員会委員長（黒島竹満君）　決算特別委員会委員長として、補足説明をいたします。

去る９月４日の本会議において付託を受けました、認定第１号令和７年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定についてをはじめ、認定第９号までの各特別会計及び各公営企業会計決算認定、並びに議案第８号及び議案第９号の決算関連議案の審査を行うため、９月４日並びに７日から９日までの計４日間にわたり、決算特別委員会を開催いたしました。

本委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員で構成する委員会でありますことから、審査の詳細な経過については省略いたしますが、各会計の決算内容及び事業執行状況について慎重かつ精力的に審査を行った結果、各会計決算につきましては、いずれも認定すべきものと決定し、また､決算関連議案２件につきましても､いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

町理事者におかれましては、委員会審査の過程において、委員各位から示されました意見や提言、さらには質疑を通じて明らかとなった課題について、十分に検証を行い、今後の行政執行や予算編成に的確に反映されるよう強く望むものであります。

行政サービスを将来にわたり安定的かつ継続的に提供していくためには、既存施策の効果を常に検証し、必要な見直しを進めるとともに、ふるさと応援寄附金をはじめとする自主財源の確保や、新たな財源の創出に努めることが重要であります。

また、少子高齢化や人口減少の進行、物価高騰への対応、公共施設の維持更新、防災・減災対策、地域産業の振興など、行政需要は一層多様化・複雑化しております。

こうした状況の中においても、将来世代に過度な負担を先送りすることなく、事務事業の見直しなど、効率的かつ効果的な行財政運営を推進し、健全で持続可能な財政基盤の確立に向けて、なお一層の努力を重ねられることを切に望むものであります。

特に八雲総合病院は、単なる医療機関ではなく北渡島桧山圏の地域センター病院として、地域住民の生命と健康を守る重要な役割を担っております。その医療提供体制の安定性が損なわれることは、地域住民の安心・安全な暮らしに直接影響を及ぼす重大な問題であります。

このことから、病院経営の健全化に向けては、急務となる内科医師の確保を最重要課題として、地域医療機関との連携強化など、あらゆる手法を検討し、抜本的かつ実効性のある経営改善策を速やかに講じられるよう強く求めるものであります。

議会の病院特別委員会とともに、関係各所と緊密に連携・協力しながら、持続可能な地域医療体制の確保に向けて、全力を尽くしてまいりましょう。

監査委員におかれましては、例月出納検査、定期監査及び決算審査などを通じて、適正な財務執行の確保に多大なるご尽力をいただきましたことに対し、深く敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。

最後に、連日にわたり真摯かつ熱心に審査に取り組まれました委員各位、並びに説明員として対応いただきました町理事者及び職員各位のご労苦に対し、深く敬意と感謝を申し上げ、決算特別委員会委員長の補足説明といたします。

○議長（大久保建一君）　委員長報告に対する質疑は、議長及び監査委員である議員を除く全議員が決算特別委員であることから、これを省略いたします。

委員長の報告は、いずれも原案のとおり認定および可決すべきものであります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第１号から認定第９号まで、議案第８号及び議案第９号に対する委員長報告は、いずれも認定および可決すべきものであります。

認定第１号から認定第９号まで、議案第８号及び議案第９号について、委員長報告のとおり認定および可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、認定第１号から認定第９号まで、議案第８号及び議案第９号については、いずれも委員長報告のとおり認定および可決することに決定いたしました。

**◎　日程第３　議案第１号　八雲町印鑑条例の一部を改正する条例**

○議長（大久保建一君）　日程第３　議案第１号、八雲町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君）　議長、住民生活課長。

○議長（大久保建一君）　住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君）　おはようございます。議案第１号　八雲町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書１ページをお願いいたします。

このたびの改正は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、外国人に発行する従来の在留カードにマイナンバーカード機能が追加された、特定在留カードの運用が開始され、当該カードでコンビニ交付サービスが利用可能となるため、既設条例の一部を改めるものであります。

条例の改正内容につきましは、第 14 条第３項の規定中に特定在留カード等の文言を加えるとともに、国の法律改正にあわせ、引用規定を整理するものであります。

そして、２ページに移り、附則といたしまして、この条例改正の施行日を公布の日からと定めるものでございます。以上、簡単でございますが、議案第１号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎　日程第４議案　第２号八雲町認可地縁団体、印鑑条例の一部を改正する条例

○議長（大久保建一君）　日程第４議案、第２号八雲町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○政策推進課長（宮下洋平君）　議長、政策推進課長。

○議長（大久保建一君）　政策推進課長。

○政策推進課長（宮下洋平君）　議案第２号、八雲町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。議案書３ページをお願いいたします。

このたびの改正は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、引用する条項を改めるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

はじめに、第２条、登録資格の改正につきましては、第１号に規定する職務代行者について、地方自治法施行規則の引用条項を第 19 条第１項第１号、へから第 18 条の３第１項第６号に改め、あわせて、地方自治法施行規則を以下、省令とするものであります。

次に、第４条、登録の申請の改正につきましては、第１項ただし書に規定する代理人について、引用条項を第 19 条第１項第１号、トから第 18 条の３第１項第７号に改めるものであります。

次に第５条､申請内容の確認の改正につきましては､議案書３ページから４ページになりますが、第１号に規定する地縁団体台帳について、引用条項を第 21 条第２項から第 18 条の３第１項に改めるものであります。

最後に附則として、この条例の施行日については、地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行日に合わせ、令和８年 10 月１日からとするものであります。

以上､簡単でありますが､議案第２号の説明とさせていただきます｡よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

**◎ 日程第５　議案第３号　八雲町設置による合併前の八雲町北海道南西沖地震災害に係る緊急援護資金の貸付けに関する特例条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例**

○議長（大久保建一君）　議案第３号、八雲町設置による合併前の八雲町北海道南西沖地震災害に関わる緊急援護資金の貸し付けに関する特例条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（川崎芳則君）　議長、総務課長。

○議長（大久保建一君）　総務課長。

○総務課長（川崎芳則君）　議案第３号　八雲町設置による合併前の八雲町北海道南西沖地震災害に係る緊急援護資金の貸付けに関する特例条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例について、ご説明いたします。

議案書５ページをお願いします。

平成５年７月 12 日に発生した北海道南西沖地震の被災者に対し、町独自で被災者の生活安定や住宅復旧の資金を貸し付けるために、旧八雲町において合併前に制定した八雲町北海道南西沖地震災害に係る緊急援護資金の貸付けに関する特例条例がございます。

この特例条例そのものは、平成 17 年 10 月の合併の際に失効しておりますが、震災当時に貸付けられた資金の返済は長期に及ぶことから、合併前に貸し付けられ、まだ返済が完了していない資金については、被災者が不利益を被らないよう、合併後も旧条例の規定をそのまま適用することとしたものが、八雲町設置による合併前の八雲町北海道南西沖地震災害に係る緊急援護資金の貸付けに関する特例条例の失効に伴う経過措置を定める条例でございます。

この度、これらの条例に基づいて貸付けされた全ての資金について、処分が完了したことから条例を廃止しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第３号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

**◎日程第６　議案第４号　八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（大久保建一君）　日程第６　議案第４号、八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君）　議長、総合病院庶務課長。

○議長（大久保建一君）　総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君）　議案第４号　八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

議案書６ページをお開き願います。

この度の改正は、八雲総合病院の病床数、一般病床を削減しようとするものであります。

はじめに、当院の一般病床の現状について説明いたします。当院における一般病床のうち、急性期を担う病床は当初 108 床の許可病床数で、そのうち中央６階病棟は 33 床を有しておりました。

しかしながら、入院患者数の減少により、病床稼働状況は極めて低い状況が続いていたことから、中央６階病棟は、令和５年 10 月に 17 床を削減、中央５階病棟と中央６階病棟を統合再編し、その

後、令和７年９月にはさらに中央６階を 10 床削減し、急性期一般病床は全体で 81 床となり、現在に至っております。

当院では、病床削減を含めた病棟の再編を模索していたところでありますが、昨年に引き続き、国において、病床削減に対する財政支援が示されたことから制度を活用し、一般病床 10 床の削減を進めようとするものであります。

制度の概要といたしましては、令和８年度中に病床の削減を行う医療機関に対し、給付金を支給するもので、一床につき 410 万４千円が支給されます。

なお、当院における近年の急性期一般病床の稼働状況は 60％から 65％であることからしますと、10 床の削減に伴い、病棟運営がひっ迫するなどの影響は非常に低いものと考えております。

改正条例の内容でありますが、第４条第１号のイ、病床数の（ア）一般病床 156 床を 146 床に改めるものであります。

改正条例の附則につきましては、本条例の施行日を、令和８年 10 月１日にしようとするものであります。以上で、議案第四項の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎　日程第７議案　第５号八雲町立学校設置条例の一部を改正する条例

○議長（大久保建一君）　日程第７　議案第５号、八雲町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（三坂亮司君）　議長、学校教課長。

○議長（大久保建一君）　学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君）　おはようございます。議案第５号、八雲町立学校設置条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書７ページをお開き願います。

この度の改正は、浜松小学校について、現在、児童数が４年生及び６年生各１名の計２名であり、現６年生が卒業した令和９年度は、在籍児童が新５年生１名となることから、保護者及び地域との意見交換を行い、地域住民の意向が今年度末の閉校で一致していることが確認できたことから、令和９年３月 31 日をもって閉校とし、同年４月１日から八雲小学校に統合しようとするものです。

具体的な改正内容は、条例第２条第１項で定める、別表第１から八雲町立浜松小学校の項を削るものであります。

附則として、施行期日を令和９年４月１日としております。

以上、議案第５号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎　日程第８　議案第６号　財産の取得について

○議長（大久保建一君）　日程第８　議案第６号、財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民サービス課長（北川正敏君）　議長、住民サービス課長。

○議長（大久保建一君）　住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君）　それでは、議案第６号、財産の取得について、ご説明いたします。

議案書８ページをお開きください。

本件は、熊石歯科診療所で使用している診療ユニット３台が導入から 14 年が経過し、老朽化していることに伴い、機器の更新を行うため、本年８月 18 日に入札を執行し、落札した業者との物品購入契約を締結するにあたり、地方自治法第 96 条第一項第８号および議会の議決をすべき、契約および財産の取得、または処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

財産の取得内容についてですが、１、財産の種類および数量は、熊石歯科診療所診療ユニット３台、取得の方法は、指名競争入札で、３、取得の金額は 1,057 万１千円です。

取得の相手方は、札幌市白石区菊水上町３条１丁目 52 番地 254、札幌歯科機材株式会社代表取締役ニシムラチサトであります。

以上、議案第６号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君）　これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○８番（倉地清子君）　議長、倉地。

○議長（大久保建一君）　倉地議員。

○８番（倉地清子君）　確認をさせていただきたいんですが、このユニット３台という台数ですが、歯科は、一般的に交代して円滑に行うために３台というのは承知していますけれど、ここ最近の人口減少とか、地域によっては、２台で回るか、もしくはポータブルを使って、ということもしてい

るところもありますが、この今の現状として、お医者さんと歯科衛生士の人数とかも、あと、利用者数、患者さんの人数含めて検討をされたのかどうかを教えてください。台数の検討。
○住民サービス課長補佐（成田真介君）　議長、住民サービス課長補佐。
○議長（大久保建一君）　住民サービス課長補佐。
○住民サービス課長補佐（成田真介君）　診療ユニットの導入にあたりまして、現在、熊石歯科診療所では、一日あたり平均 10 人から 15 人診療を受けてございますけれども、現在診療ユニットが３台でございまして、現在も３台とも稼働しているということでございまして、先生のご希望で３台の導入を検討したところでございます。
○議長（大久保建一君）　よろしいですか。
○８番（倉地清子君）　どうしようかな。議長、倉地。
○議長（大久保建一君）　倉地議員。
○８番（倉地清子君）　はい、わかりました。先生の意向で今まで３台で使っていてたので、今回も３台にしましたということですね。わかりました。
○議長（大久保建一君）　他にございませんか。
○12 番（三澤公雄君）　議長、三澤。
○議長（大久保建一君）　三澤議員。
○12 番（三澤公雄君）　今の質疑を聞いてまして、導入が 14 年で老朽化ということで、ちょっと疑問にも思ったんですが、今、倉地さんの質問で３台という先生の意向で３台を入れたと。
　では、その先生の意向を聞いたのであれば、使い勝手やら、機種、モデル、デザイン等、そういうことも考慮に入れて購入されたんでしょうか。
○住民サービス課長補佐（成田真介君）　議長、住民サービス課長補佐。
○議長（大久保建一君）　住民サービス課長補佐。
○住民サービス課長補佐（成田真介君）　機種の選定にあたりましては、まず診療ユニットの基本性能が備わっており、かつ、比較的安価でフォローアップ体制も整っていることを前提として、機能、コスト等を考慮し、先生の意見も聞きながら、機種を選定したところでございます。
○12 番（三澤公雄君）　議長、三澤。
○議長（大久保建一君）　三澤議員。
○12 番（三澤公雄君）　改めてお聞きしますけど、導入 14 年ということで老朽化ということだったので、今回入れ替えることも、使えるまで使うと思うんですけれども。そうであれば、中古とまではいかなくても、中古でもね、今、都会のほうでは、診療科が次々と閉院しているという意味で、中古物件が多数あるということがここに問題提起しようと思ったきっかけですけれども。
　アフターメンテナンス考えると、熊石はちょっと距離的にも遠いので、そのことは考慮されたと思いますが、一方で、リースという契約方法もあるんじゃないのかなと。
　そうすれば、機種の入れ替えなんかも随時途中解約以外はデメリットはないのかと思いますけれども、そういった検討はされたんでしょうか。
○住民サービス課長補佐（成田真介君）　議長、住民サービス課長補佐。
○議長（大久保建一君）　住民サービス課長補佐。

○住民サービス課長補佐（成田真介君）　今回、現在の機器が 14 年経過しておりまして、もう限界だということで導入を行ったところでございますけれども、選定にあたっては、今回はリースということは考慮に入れておりませんでした。
○12 番（三澤公雄君）　議長、三澤。
○議長（大久保建一君）　三澤議員。
○12 番（三澤公雄君）　○12 番（三澤公雄君）　議長、三澤。
○議長（大久保建一君）　三澤議員。
○12 番（三澤公雄君）　考慮に入れなかった理由も述べてください。また、何がしかの反省があれば、今後はリースも検討するということなんでしょうか。２点お伺いします。
○住民サービス課長補佐（成田真介君）　議長、住民サービス課長補佐。
○議長（大久保建一君）　住民サービス課長補佐。
○住民サービス課長補佐（成田真介君）　診療ユニットに関しましては、なかなか導入を一応これは耐用年数７年ということになっておりますけれども、なかなか７年、８年というところで更新はしづらいところでありますので、実際にはもう 10 年、15 年というふうに使うものでございますので、なかなかリースに関しましても、金額の高騰も予想されることもあり、検討は今回はしませんでしたけれども、今後は検討もしていかなければならないのかなとは思っております。
○12 番（三澤公雄君）　理解しました。
○議長（大久保建一君）　他にございませんか。
○13 番（牧野　仁君）　議長、牧野。
○議長（大久保建一君）　牧野議員。
○13 番（牧野　仁君）　私も２点ほど確認しますけれども、診療所の営業時間といいますか。毎週月曜日から金曜日の営業時間をちょっと教えていただきたいのと。あと取得 14 年、老朽化経つと。もしわかれば 14 年に購入した時の金額、ちょっと教えていただければ。
○住民サービス課長補佐（成田真介君）　議長、住民サービス課長補佐。
○議長（大久保建一君）　住民サービス課長補佐。
○住民サービス課長補佐（成田真介君）　まず、診療時間でありますけれども、７月８日に診療時間が変更になりまして、ちょっと資料は持ち合わせておりませんけれども、午前９時から 16 時、月曜日から木曜日までということで、金曜日に関しては３時ごろだったと記憶しておりますが。
○12 番（三澤公雄君）　すいません、ちょっと聞き取りづらかったんで。
○住民サービス課長補佐（成田真介君）　すみません。診療時間でございますけれども、月曜日から木曜日がちょっと資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと記憶ですけれども、９時から 18 時、金曜日が９時から 15 時だったと記憶しております。
　それと、現行の診療ユニット、14 年前でございますけれども、ちょっと資料を持ち合わせておりませんけれども、私の記憶では、確か 800 万か、900 万ぐらいであったかなというふうに記憶してございます。
○13 番（牧野　仁君）　資料が持ってないんで、ちょっと詳しく報告なかったんですけども。先ほど１日平均 10 人から 15 人と言いましたけれども、営業時間聞いて、だいたい 10 時間くらいで営業で、１人１時間に対して、均等割するとね、そんな気になるんですけども、それでも３台のユニ

ットが必要だっていうのは、ちょっと私は疑問に思ってますので、普通であれば、１台が２台で対応できるのかなと思ってますけど、その辺検討されたんでしょうか。
○住民サービス課長補佐（成田真介君）　議長、住民サービス課長補佐。
○議長（大久保建一君）　住民サービス課長補佐。
○住民サービス課長補佐（成田真介君）　確か平均 10 人から 15 人というふうに申しましたが、一応ほぼ予約制ということになっておりますけれども、現行３台を使用していることからですね、今回に関しては、台数の減というのは、ちょっと考慮しなかったんですけれども、今後、診療人数も減っていくことを考えると、次の更新に関しては、台数を考慮していきたいなというふうに思っております。
○議長（大久保建一君）　よろしいですか。
○13 番（牧野　仁君）　はい。
○議長（大久保建一君）　他にございませんか。
（「なし」という声あり）
○議長（大久保建一君）　質疑終結と認めます。
これより討論を行います。討論はございませんか。
（「なし」という声あり）
○議長（大久保建一君）　討論なしと認めます。
これより、直ちに本案を採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。
（「なし」という声あり）
○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎　日程第９　議案第７号　財産の取得について

○議長（大久保建一君）　日程第９　議案第７号、財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
○水産課長（吉田一久君）　議長、水産課長。
○議長（大久保建一君）　水産課長。
○水産課長（吉田一久君）　それでは、おはようございます。議案第７号、財産の取得について、ご説明いたします。議案書９ページをご覧願います。
本件は、令和８年８月 10 日開催の第５回臨時会で債務負担行為補正の議決をいただいた、八雲町バイオマス利活用施設において、製造肥料の運搬などに使用する深アオリダンプの購入について、８月 21 日に入札を執行し、落札した業者との物品購入契約の締結にあたり、地方自治法第 96 条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。
１、財産の種類及び数量は、深アオリダンプ１台であります。２、取得の方法は、指名競争入札によるもので、納期は、令和 10 年３月 24 日であります。３、取得金額は、1,072 万５千円。４、取得の相手方は、北斗市清水川 142 番地の５、北海道いすゞ自動車株式会社函館支店、支店長、吉田博志であります。

以上で、議案第７号財産の取得についての説明といたします。よろしくお願いいたします。
○議長（大久保建一君）　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
○12 番（三澤公雄君）　議長、三澤。
○議長（大久保建一君）　三澤議員。
○12 番（三澤公雄君）　堆肥運搬だというふうに理解しますけれども、これは、煽りを上げたことによって、積載量は何トンになる車でしょうか。
○水産課長（吉田一久君）　議長、水産課長。
○議長（大久保建一君）　水産課長。
○水産課長（吉田一久君）　導入するダンプは、４トンダンプトラックではあるんですけれども、深あおりの仮装をすることによって、４トンは積めないんですよね。
それで、実際に仮装が出来上がって、陸運局に届け出になって、初めてその辺が判明するので、およそ３トンちょっと程度かなというようなことは思っているんですけれども、今この段階で正確な数字はちょっと申し上げられないので、申し訳ありません。
○12 番（三澤公雄君）　議長、三澤。
○議長（大久保建一君）　三澤議員。
○12 番（三澤公雄君）　まあ、４トンは積めない車になるなと思っておりましたけれども、ぜひしっかり水分のない良質な堆肥を作られて運搬されることを期待しております。
○議長（大久保建一君）　他にございませんか。
（「なし」という声あり）
○議長（大久保建一君）　質疑終結と認めます。
これより討論を行います。討論はございませんか。
（「なし」という声あり）
○議長（大久保建一君）　討論なしと認めます。
これより、直ちに本案を採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。
（「なし」という声あり）
○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎　日程第 10　報告第１号　株式会社青年舎の経営状況の報告について
○議長（大久保建一君）　日程第 10　報告第１号、株式会社青年舎の経営状況の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
○農林課長（加藤貴久君）　議長、農林課長。
○議長（大久保建一君）　農林課長。
○農林課長（加藤貴久君）　報告第１号、株式会社青年舎の経営状況の報告について、ご説明申し上げます。
議案書 31 ページをお開き願います。

株式会社青年舎の経営状況について、地方自治法243条の３、第２項の規定により報告いたします。議案書32ページをご覧願います。

はじめに、令和７年度の事業概要について報告いたします。令和７年度は、昨年度より進めてきた乳牛の増頭により、搾乳頭数を計画495頭に対して545頭を確保し、計画以上の搾乳生産ができ、事業目標年間搾乳量6,500トンに対し、6,903トンの過去最高の実績を達成いたしました。

本年度より、和牛素牛の販売による乳代以外の収入の増加として、今まで和牛を子牛で販売しておりましたが、素牛まで飼育する10カ月飼育や計画的な繁殖管理後に販売することにより、単価や質の向上につながり、乳代以外の収入の増加を図ることができました。

また、バイオガス発電所の技術ノウハウの蓄積による安定稼働により、固定価格買い取り制度で売電し、売上高の増加を図り、当期純利益は8,793万４千円となりました。

次に、　貸借対照表をご覧願います。資産の部は、流動資産が３億2,082万円、固定資産が11億5,717万円、繰延資産が4,200万円となり、資産の部の合計は15億2,010万円となっております。

負債の部は、流動負債が3,750万円、固定負債が15億9,114万円となり、負債の部の合計は16億2,864万円となっております。

純資産の部は、合計でマイナス１億854万円となっており、負債および純資産の合計は、スタンドの合計と同額の15億2,010万円となっております。

続きまして、32ページの損益計算書をご覧願います。

売上高につきましては、生乳販売を主として、個体販売、牧草販売など、その売上高の合計は９億5,228万円となっております。

売上原価は、７億2172万円、販売費及び一般管理費は２億335万円で、営業利益金額は2,720万円となっております。

営業外収益につきましては、8,442万円、営業外費用は2,269万円であり、経常利益は8,893万円となっております。特別利益は 256 万円、特別損失は 335 万円であり、税引き前の当期純利益8,814万円から、法人税20万６千円を差し引いた当期純利益は、再下段記載の8,793万円となっております。

続きまして、34ページをご覧願います。

令和８年度の事業計画につきましては、自社育成牛の頭数安定化と個体能力向上を図り、基盤であります、生乳生産量の安定化を図ります。

農業労働力の減少に対し、労働時間の維持及び有給休暇の取得促進などの就業条件の整備を図るとともに、将来を担う新規就農者や、雇用、就業者などの人材を育成いたします。

各事業の推進方法としては、アとして出荷入量の安定による売り上げ高確保として、搾乳牛頭数の安定的に確保するための計画的な管理による安定化を図ります。

イ、計画的にゲノム検査を行い、優秀な個体の選抜により、乳量、乳出向上を図り、検査結果に基づくランク分けで、効率的な繁殖管理を実施いたします。

ウ、支出抑制による利益率の向上は、関係機関の支援のもと、飼料費の抑制を図り、獣医師を非常勤としての採用による自社内診療による早期発見や改善を図り、経費の見直しにつなげます。

エ、和牛受精卵移植事業は、肉用素牛販売による乳代以外の収入の増加を図ります。特に、黒毛素牛については、徐々に取り組みを拡大してまいります。

オ、新規就農者の確保と担い手の育成については、意欲ある就農希望者を地域内外から募集し、継続的に就農フェア等に参加するなど、技術取得から独立就農までのサポートを実施してまいります。

以上、株式会社青年舎の令和７年度経営状況および令和８年の事業計画についての報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君）　以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

### ◎　日程第 11　報告第２号　株式会社木蓮の経営状態、経営状況の報告について

○商工観光労政課長（石坂浩太郎君）　議長、商工観光労政課長。

○議長（大久保建一君）　商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（石坂浩太郎君）　報告第２号、株式会社木蓮の経営状況の報告について、ご説明いたします。

議案書 35 ページをご覧願います。

本件は、町が出資しております、株式会社木蓮の令和７年度経営状況について、地方自治法第 243 条の３第２項の規定により、ご報告申し上げるものでございます。

議案書 36 ページをご覧願います。

１の事業概要につきまして、令和７年度について、本社部門では八雲町の企業版ふるさと納税に係る事務を中心とした業務を受託し、９社、118 万８千円の受託手数料を収入源としております。

丘の駅部門は、町から指定管理を受託している八雲町情報交流物産館、丘の駅の運営を担い、売り上げは、１億 831 万５千円で、昨年に比べ 583 万８千円の減となっており、これは、人員不足により、デッキ販売の実施回数が減少したことや、各種イベントへの参加ができなかったことが大きな要因で、当期利益は 1,498 万８千円となっております。

また、令和７年度からは、観光・交流促進部門を担っていたペコレラ部門が独立・創業し、連結決算においては、木蓮本体の企業版ふるさと納税の利益貢献と丘の駅の営業実績により、365 万円の当期純利益となりました。

次に、２の会計に関する事項につきまして、貸借対照表をご覧願います。

表の左側の部分、資産の部の主なものとして、流動資産は、現金預金など 4,239 万 5,360 円、固定資産は、建物附属設備など 167 万 2,062 円となり、資産の部の合計は、4,406 万 7,422 円となっております。表の右側の部分、負債の部として、流動負債が買掛金、未払金などで、703 万 1,328 円となっております。

純資産の部は、資本金などで、3,703 万 6,094 円となっており、負債及び純資産の合計は、資産の部合計と同額の 4,406 万 7,422 円となっております。

続きまして、議案書 37 ページの損益計算書をご覧願います。

売上高につきましては、丘の駅の売上げを主なものとして、合計、１億 950 万 3,487 円となっております。

売上原価は、7,050 万 4,815 円で、売上総利益は、3,899 万 8,672 円となっております。販売費及び一般管理費は、3,420 万 8,980 円で、営業利益は、478 万 9,692 円となっております。

営業外収益については、51 万 9,370 円、営業外費用は、38 万 6,282 円であり、経常利益は、492 万 2,780 円となり、法人税等を差し引いた当期純利益は、最下段にあるとおり、365 万 780 円となっております。

議案書 38 ページをご覧願います。

令和８年度の事業計画につきまして、木蓮部門、丘の駅部門の２つの部門により、それぞれ議案書記載のとおり計画し、事業を展開しているところでございます。

木蓮部門は、企業版ふるさと納税による自治体 PR 業務を担うほか、人材育成事業として、八雲高校ビジネス科との町おこし事業などを実施し、丘の駅部門は、物産振興事業として丘の駅の管理運営、地場産品の開発製造などの事業を展開してまいります。

以上、報告第２号、株式会社木蓮の経営状況の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君）　以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

○２番（横田喜世志君）　議長。

○議長（大久保建一君）　あ、質問ですか。

○２番（横田喜世志君）　一ついいですか。

○議長（大久保建一君）　質疑じゃなくて。

○２番（横田喜世志君）　報告についてちょっと聞きたいことがあるんですが。

○議長（大久保建一君）　質疑ですね。

○２番（横田喜世志君）　これに対しての質疑ではないです。

この報告に件に対しての質問ではなくて、この仕組みというか。

○議長（大久保建一君）　木蓮に対して聞きたいことがあるということですか。

○２番（横田喜世志君）　ではなくて。

○12 番（三澤公雄君）　議案には関係ないの。

○２番（横田喜世志君）　そうそう。

○１番（斎藤　實君）　休憩してください。

○議長（大久保建一君）　暫時休憩いたします。

＜＜休憩＞＞

＜＜再開＞＞

○議長（大久保建一君）　それでは、再開いたします。他に質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

### ◎　日程第 12 同意第１号 八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し、同意を求めることについて

○議長（大久保建一君）　日程第 12　同意第１号、八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し、同意を求めることについて、を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長（萬谷俊美君）　議長、町長。

○議長（大久保建一君）　町長。

○町長（萬谷俊美君）　同意第１号　八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、現委員３名が 11 月 17 日をもって任期満了となることから、その後任の選任について議会の同意を求めようとするものであります。

選任しようとする委員については議案書記載のとおりであり、略歴等は、お手元の参考資料１ページに記載しております。

いずれの方々も識見が高く、公正な立場で大局的な判断をいただける方であり、人望厚く誠実な人柄であることから、委員として適任でありますので、地方税法第 423 条第３項の規定により、議会の同意をお願いする次第でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案趣旨の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君）　お諮りいたします。本件については、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。議案書に記載の方々を八雲町固定資産評価審査委員会委員として、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、森岡教夫さん、朱田幸夫さん、荒谷千鶴子さんを八雲町固定資産評価審査委員会委員として同意することに決定いたしました。

### ◎日程第 13 同意第２号 八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（大久保建一君）　日程第 13　同意第２号、八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて、を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長（萬谷俊美君）　議長、町長。

○議長（大久保建一君）　町長。

○町長（萬谷俊美君）　同意第２号　八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、現委員 14 名が 11 月 30 日をもって任期満了となることから、新たな委員の任命について議会の同意を求めようとするものであります。

任命しようとする委員については議案書記載のとおりであり、略歴等は、お手元の参考資料２ページから４ページに記載しております。

いずれの方々も農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方であることから、委員として適任でありますので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意をお願いする次第でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案趣旨の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君）　お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。

議案書に記載の方々を八雲町農業委員会委員として同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、田中勉さん、渡邉祐造さん、吉田英明さん、中島義博さん、影浦健雄さん、片山伸雄さん、河原正憲さん、柴田真吾さん、佐々木尚志さん、田原和子さん、佐藤正之さん、前小屋忠信さん、小林貴樹さん、小倉潔さんを八雲町農業委員会委員として同意することに、決定いたしました。

**◎　日程第 14　同意第３号　八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて**

○議長（大久保建一君）　日程第 14　同意第３号、八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて、を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長（萬谷俊美君）　議長、町長。

○議長（大久保建一君）　町長。

○町長（萬谷俊美君）　同意第３号　八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現委員のうち１名が 11 月 17 日をもって任期満了となることから、その後任の任命について議会の同意を求めるものであります。

任命しようする委員については議案書記載のとおりであり、略歴等は、お手元の参考資料に５ページに記載しております。

この方は、これまでも教育委員として活躍されており、教育に関する識見が高く、公正な立場で大局的な判断をいただける方であり、温厚にして誠実な人柄で委員として適任でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意をお願いする次第でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案趣旨の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君）　お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。

議案書に記載の方を八雲町教育委員会委員として同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、福田浩子さんを八雲町教育委員会委員として同意することに、決定いたしました。

## ◎ 日程第 15 発委第１号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（大久保建一君）　日程第 15 発委第１号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○13 番（牧野　仁君）　議長、牧野。

○議長（大久保建一君）　牧野議員。

○13 番（牧野　仁君）　発委第１号、国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について、提案説明させていただきます。

北海道は、豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性を有し、農畜産物や水産物等の全国有数の生産地として国民の食を支えています。

また、近年では、風力発電など再生可能エネルギーの高いポテンシャルが注目され、これからの強みを生かしながら、持続可能で活力ある北海道の実現を目指していきますが、一方では、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路の未整備区間、自然災害による交通障害、幹線道路や通学道路での交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えています。

これからの課題解決のため、次世代半導体、産業の集積促進、国際競争力の強化、人流、物流の効率化による生産向上、大規模災害に備えた強靭な地域づくりを一層進め、高規格道路から道道、市町村道に至る道路網整備や老朽化対策を着実に進める必要があるとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の維持など、冬期の安全、安心の確保も重要であります。

このようなことから、国においては、千島海溝、日本海溝周辺での発生危惧がされている海溝型地震、気候変動に伴い、激甚化、頻発化自然災害への対応など、国土強靭化を一層推進するため、特段の措置を講ずるよう強く要望し、意見書を提出いたしますので、議会の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（大久保建一君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

**◎ 日程第16 発議第１号 円安、物価高、資材不足などから中小企業の経営を支えるための緊急対策を求める意見書**

○議長（大久保建一君）　発議第１号　円安、物価高、資材不足などから中小企業の経営を支えるための緊急対策を求める意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○２番（横田喜世志君）　議長、横田。

○議長（大久保建一君）　横田議員。

○２番（横田喜世志君）　発議第１号　円安、物価高、資材不足などから中小企業の経営を支えるための緊急対策を求める意見書について、提出者を代表し、ご説明いたします。

イラン戦争や円安による原油や原材料の価格高騰と資材不足、円安、金利上昇が中小企業の経営を直撃しています。

雇用の７割を支え、日本経済の土台でもある中小企業の倒産、廃業が進むことは、日本経済そのものに深刻な打撃を与えることになります。

よって、国においては、円安、物価高、資材不足などから中小企業が倒産、廃業を起こさないための下記５つの緊急政策を行うことを求める内容になっております。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君）　説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（何か言う声あり）

○議長（大久保建一君）　異議なしですか。ありですか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（大久保建一君）　お座りください。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎ 日程第 17 発議第２号電気料金、ガス料金の高騰に伴う支援の継続拡充を求める意見書

○議長（大久保建一君）　日程第 17　発議第２号、電気料金、ガス料金の高騰に伴う支援の継続拡充を求める意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○７番（寺田広樹君）　議長、寺田。

○議長（大久保建一君）　寺田議員。

○７番（寺田広樹君）　発議第２号、電気料金、ガス料金の高騰に伴う支援の継続拡充を求める意見書について、提出者を代表して説明いたします。

近年、ウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化、為替市場の変動等に伴い、原油や液化天然ガス、石炭などの化石エネルギー価格は高止まりを続けている。これに起因する電気料金およびガス料金、灯油価格の高騰は、国民生活や地域経済に極めて深刻な影響を及ぼしている。

特に、冬季の気候が厳しく、積雪寒冷地である我が地域においては、暖房の確保は、生命と健康を維持するための命の綱である。一般家庭における電気、灯油、ガスの消費量は、他地域に比して圧倒的に多く、冬期間の光熱費負担は、家計を著しく圧迫している。

政府はこれまで、電気、ガス価格激変緩和対策などの支援事業や、臨時交付金による措置を講じてきたが、エネルギー市場の不透明感が拭えない中、支援の打ち切りや縮小は、寒冷地に暮らす住民生活の困窮を招きかねない。

よって、本議会は国に対し、寒冷地特有の厳しい冬を乗り切るため、下記事項を速やかに実施するよう強く要望する。

１、冬期における電気、ガス料金および灯油燃料価格の激変緩和措置について、対象期間を十分に確保し、継続および大幅な拡充を図ること。２、所得の低い世帯や高齢者世帯、生活困窮者等に対し、冬期の暖房費負担を直接的、集中的に軽減するための福祉灯油等の購入費助成に対する財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君）　説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 18 発議第３号 アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入解禁に反対する意見書

○議長（大久保建一君）　日程第 18　発議第３号、アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入解禁に反対する意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○２番（横田喜世志君）　議長、横田。

○議長（大久保建一君）　横田議員。

○２番（横田喜世志君）　発議第３号、アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入解禁に反対する意見書について、提案説明をいたします。

政府は、アメリカからの要請を受け、生食用のジャガイモの輸入を解禁する手続きを進めると表明しました。早ければ数年後には、輸入が解禁されることになると報じられています。

生食用ジャガイモは、種イモに転用できることから、ジャガイモシロシストセンチュウなどの病害虫の侵入が危惧されています。病害虫が侵入することになれば、ジャガイモの育成が悪くなるなど、長期的に生産活動に影響を及ぶ影響が及ぶことになります。

よって、国においては、アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入解禁を認めないよう、要望いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君）　説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎　日程第 19 議員派遣の件

○議長（大久保建一君）　日程第 19　議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、会議規則第 124 条第１項の規定により、お手元に配付のとおり決定したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◎　日程第 20　文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（大久保建一君）　日程第 20、文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出について、を議題といたします。

ご報告いたします。文教厚生常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。

申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。文教厚生常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

### ◎　日程第 21　議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（大久保建一君）　日程第 21　議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。

申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

これをもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和８年第３回八雲町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会　午前１１時２３分〕